

最近の沖縄・北方問題の動向と国会論議

前第一特別調査室 田辺 真裕子

はじめに

新たな10年間の沖縄振興計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」（平成24年5月沖縄県策定）の下での沖縄振興は、平成27年4月で4年目を迎えた。政府が沖縄振興を国家戦略として位置付けるなど重要視する中、沖縄県も沖縄の自主性を尊重した「沖縄振興一括交付金」等を利用しながら順調に事業を進めている。

また、沖縄の基地問題の最大の懸案である米軍普天間飛行場移設問題に関しては、平成26年11月に辺野古への移設反対を公約とする翁長雄志氏が沖縄県知事に当選し、公約実現を目指す翁長知事と、辺野古移設が唯一の解決策とする政府との対立が続いている。

基地の跡地利用に関しては、平成27年3月のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の返還に先立ち、必要な場合には駐留軍用地の返還後も先行取得を継続できるように「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（以下「跡地利用特措法」という。）の改正が行われた。

北方領土問題については、プーチン・ロシア大統領の来日が日露首脳間で合意されているものの、平成27年8月のメドベージェフ・ロシア首相の択捉島訪問を始め、ロシアの閣僚による北方領土訪問が相次ぐなど、平和条約締結交渉に向けた動きは不透明である。

本稿では、このような状況の下での、沖縄及び北方問題に関する最近の主な動向及び第189回国会における主な論議について紹介する。

1. 沖縄問題

（1）沖縄振興関係

ア 沖縄振興計画の推進

昭和47年の沖縄の本土復帰以降、政府は、沖縄振興特別措置法（平成14年3月までは沖縄振興開発特別措置法）に基づき、本土との経済社会基盤の格差是正、沖縄の自立的発展に資するため沖縄振興策を推進してきた。現在は、平成24年4月に施行された新たな沖縄振興特別措置法により、沖縄の自主性を尊重しつつ、その総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資すること等を目的とした沖縄振興計画「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき沖縄振興が進められている。

安倍内閣総理大臣は、第189回国会の施政方針演説において、平成33年度まで毎年3,000億円台の予算を確保するとして沖縄との約束を重んじ、その実施に最大限努めるとの方針を示した¹。現行の沖縄振興計画期間（平成24～33年度）における沖縄振興予算の毎年3,000億円台の確保については、仲井眞前沖縄県知事の要望に応えたものであ

¹ 第189回国会参議院本会議録第5号4頁（平27.2.12）

ったが、この施政方針演説により、翁長県政においてもその方針が維持されることが改めて示された。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）では、沖縄振興について、「成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、沖縄の優位性と潜在力を活かし、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、引き続き、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。国家戦略特区の指定や那覇空港の滑走路増設も踏まえ、観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の形成を図るとともに、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充に向けた検討や、同大学院大学等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成の進展を図る。また、西普天間住宅地区について、関係府省庁の連携体制を確立し、国際医療拠点構想の具体的な検討を進めた上で、同地区への琉球大学医学部及び同附属病院の移設など高度な医療機能の導入をはじめとする駐留軍用地跡地の利用の推進を図る。」とされた。

イ 沖縄振興一括交付金

沖縄振興予算においては、沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる、いわゆる沖縄振興一括交付金（以下「一括交付金」という。）が計上されている。一括交付金は、平成 24 年の沖縄振興特別措置法改正により創設されたもので、ソフト事業を対象とした「沖縄振興特別推進交付金」と、ハード事業を対象とした「沖縄振興公共投資交付金」に区分される。

平成 27 年度予算では、一括交付金として 1,618 億円が計上されたが、制度創設後初の前年度比減（141 億円減）となった。この減額について、普天間飛行場の辺野古への移設に反対する翁長氏が平成 26 年 12 月に沖縄県知事に就任した影響を指摘する報道もあったが、山口内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、不用や繰越しが相当程度発生をしており、財務当局との様々な議論の中で減額となったとし、基地問題とのリンクについては否定している²。

また、制度創設から 3 年となる一括交付金制度への評価について問われた山口大臣は、ソフト交付金については、学習支援員の配置や電子黒板の整備等の教育分野、離島住民等の交通コストの支援等の離島振興分野、福祉、観光、産業振興等々、幅広い分野に活用され、ハード交付金も社会基盤の整備に活用されており、共に沖縄振興に大きく寄与しているとの認識を示した。一方で、一括交付金は大変自由度の高い交付金であるため、県の事後評価を踏まえた P D C A サイクルの確立が重要であるとし、一層効果的に活用されるように取り組んでいく必要があるとした³。

ウ 特区・地域制度

沖縄には、沖縄振興特別措置法に基づく各種の特区・地域制度が整備されている。平成 26 年には従来の金融特区を抜本的に見直し、新たに経済金融活性化特区を創設する改正が行われた。経済金融活性化特区の活用状況について、内閣府は、金融業 1 社、ソフ

² 第 189 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 6 号 3～4 頁（平 27. 4. 6）

³ 第 189 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 4 号 7～8 頁（平 27. 3. 25）

トウェア業1社が所得控除を受けるために必要な事業認定を沖縄県から受けており、法人税の所得控除の活用を検討している企業も存在することを明らかにした⁴。

エ 沖縄科学技術大学院大学

平成24年9月に開学した沖縄科学技術大学院大学（以下「OIST」という。）は、沖縄において世界最高水準の教育研究を行うことで沖縄の振興と自立的発展、世界の科学技術の向上に資することを目的としている。内閣府は、このような目的を長期的に達成するため、長期的な観点から十分な財政支援を行うことが必要不可欠として、これまでも内閣府として必要な支援を行ってきたとしている⁵。

また、OISTへの財政支援の在り方について問われた内閣府は、沖縄科学技術大学院大学学園法に基づく見直しは法施行後10年であるものの、OISTの在り方にかかる検証は適時適切に行われていくべきものであり、OISTが法律に基づき毎年度策定する事業計画の認可に当たり、あるいは定例の協議会等の機会を通じてOISTの現状を把握し、OISTに対して所要の意見を述べている旨、答弁した⁶。

これまでのOISTの成果について、内閣府は、OISTで生み出された論文の平均引用数が国際的に著名な大学と比べても遜色のないレベルであること、平成26年6月にOIST発のベンチャー第1号が誕生したこと等を挙げている⁷。

オ 戦後処理

対馬丸事件は、昭和19年8月22日、対馬丸が沖縄から九州方面へ向かう航行中に、米潜水艦の攻撃により沈没し、738名の学童を含む1,484名が死亡した事件である。沖縄振興予算においては、対馬丸平和祈念事業及び対馬丸遭難学童遺族給付の経費が計上されており、平成27年度予算では、それぞれ1,500万円、300万円であった。対馬丸平和祈念事業は、対馬丸事件を後世に伝え、遭難学童への哀悼と平和を祈念する事業について支援を行うことを目的とするもので、公益財団法人対馬丸記念会が実施する諸事業のうち、生存者による体験の語り伝え、対馬丸等の関連資料の展示等の事業に対して補助が行われている。

対馬丸記念館については、運営に関する費用の困窮から、同館より維持管理費等への補助が要望されており、このような支援の可能性について問われた内閣府は、平成14年に閣議決定された公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画の趣旨に鑑みると、公益法人の実施する公益事業に対する国の補助金の在り方については慎重な検討が求められていると認識しており、こうした補助を国が新たに行うには様々な課題があるとの認識を示した⁸。

(2) 沖縄の基地問題

沖縄県には、33施設、約23,098haの米軍専用施設が所在する（平成26年3月末現在）。

⁴ 第189回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第6号9頁（平27.4.6）

⁵ 第189回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第4号9頁（平27.3.25）

⁶ 第189回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第3号15頁（平27.3.19）

⁷ 第189回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第4号9頁（平27.3.25）

⁸ 第189回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第5号5頁（平27.3.27）

これらは、面積にして全国の米軍専用施設の約 74%に及び、県土面積の約 10%を占めている。基地の集中は、騒音被害、環境破壊、軍用機事故、米軍関係者による犯罪など様々な負担をもたらしており、その負担軽減のため、米軍基地の整理・統合・縮小が大きな課題となっている。

安倍総理は、第 189 回国会の施政方針演説において、現行の日米合意に従って、在日米軍再編を進めるとし、普天間飛行場の返還を必ず実現するとした。そのために、引き続き沖縄の理解を得る努力を続けながら、名護市辺野古沖への移設を進めていくと述べ、沖縄の基地負担の軽減に取り組む姿勢を示した⁹。

ア 普天間飛行場移設問題

普天間飛行場移設問題については、平成 25 年 12 月に仲井眞前知事が、移設先である名護市辺野古崎周辺の公有水面埋立承認を行い、海底ボーリング調査が行われていたが、平成 26 年 11 月に行われた沖縄県知事選挙で、普天間飛行場の辺野古への移設反対を公約とする翁長氏が当選したほか、同年 12 月の衆議院議員選挙でも 4 つの小選挙区の全てで辺野古への基地建設に反対する候補者が当選した。この選挙結果を受けて、民意に応えるのが政治の役割ではないかとの問いに対し、山口大臣は、選挙の結果にかかわらず、沖縄の振興は沖縄の振興としてしっかりと対応していきたいと答弁した。また、岸田外務大臣は、選挙の結果は真摯に受け止めなければならないとしたものの、普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないとし、政府としては、辺野古への移設が唯一の解決策であるという立場に立ち、引き続き沖縄の負担軽減に取り組み、一日も早い普天間飛行場の返還が実現できるよう、法令に基づいて粛々と対応していきたいとの考えを明らかにした¹⁰。

平成 27 年 3 月には、沖縄防衛局がボーリング調査のため投入した大型コンクリート製ブロックが岩礁破碎の許可区域外でサンゴ礁を損傷した蓋然性が高いとして、翁長知事は、沖縄防衛局に対し、海底面の現状を変更する行為の全てを停止することを指示した。これに対し沖縄防衛局は、知事の指示の無効を求める審査請求書及び知事の指示の効力停止を求める執行停止申立書を林農林水産大臣に提出し、同大臣は、知事の指示の効力を一時的に停止する旨決定した。知事の指示に関する文書について中谷防衛大臣は、防衛省としては、手続は適正に行われたと考えており、今回の文書提出については、非常に遺憾に思っていると述べた¹¹。

同年 7 月には、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会¹²が、埋立承認手続には法律的瑕疵が認められるとする検証報告書を翁長知事に提出した。この報告書を受けて翁長知事は、内容をしっかり精査し、承認取消しを含めて慎重に検討していくと述べた¹³。その後、政府と沖縄県知事との集中協議が行

⁹ 第 189 回国会参議院本会議録第 5 号 5～6 頁（平 27. 2. 12）

¹⁰ 第 189 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 4 号 11 頁（平 27. 3. 25）

¹¹ 第 189 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 2 号 3 頁（平 27. 3. 24）

¹² 同委員会は、翁長知事の就任後、平成 27 年 1 月 26 日に沖縄県が設置したもので、設置目的は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関し、法律的な瑕疵の有無を検証することである。

¹³ 『朝日新聞』（平 27. 7. 16）

われることとなったが、その背景として菅官房長官は、沖縄県が第三者委員会の報告書を受けて埋立承認を取り消す検討をしているという報道や、辺野古の立入禁止区域の中で潜水調査を米軍に要請している動きがあり、その中であって、政府としては沖縄県に対して、辺野古沖での工事を1か月間中断し、また立入調査を行えるように米軍との間に調整をして、その間に約1か月間集中的に協議を申し入れたと説明している¹⁴。集中協議は8月から9月にかけて5回にわたって行われたが、最終会合において安倍総理は、（平成8年の）普天間飛行場返還の日米合意が原点で、一刻も早く危険除去を進める必要があると述べた一方で、翁長知事は、普天間飛行場の土地の接収が原点だとし県外移設を要求するなど、議論は平行線をたどり、集中協議は決裂した¹⁵。中谷大臣は、今後とも、辺野古移設に関する考え方、負担軽減の取組方について説明し、理解を得る努力を継続したいとした一方で、普天間の代替施設の建設事業については、住民の生活や環境への影響に配慮しながら、関係法令に従いつつ進めていきたいとの考えを明らかにした¹⁶。

また、平成26年12月の沖縄政策協議会にて仲井眞前知事が要請した普天間飛行場の5年以内の運用停止についても、質疑が行われた。5年以内の運用停止の取組状況について問われた防衛省は、政府として全力で取り組んでおり、引き続き、相手のあることであるが、できることは全て行うのが政府の基本方針との認識を示した¹⁷。また、5年以内の運用停止の起点について岸田大臣は、沖縄県から、平成26年2月から5年をめどとするとの考え方が示されており、政府としては、このような同県の考え方に基づいて取り組んでいくとしている。日本政府から米国への要請状況について防衛省は、普天間飛行場の5年以内の運用停止を含む仲井眞前知事からの要望については、これまでの各種機会を捉え、米国に対して様々なレベルから説明し、沖縄の負担軽減に向けた米国の協力を要請したと説明している¹⁸。また、5年以内の運用停止とはどのような状態か問われ、中谷大臣は、目指しているところは、普天間飛行場の5年以内の運航停止、つまり、飛行機が飛ばないということであると答弁したが¹⁹、その後、普天間飛行場の5年以内の運航停止について、仲井眞前知事と政府で厳密な定義が合意されていたわけではないとした上で、飛行機が飛ばないことということにおいては、不正確な発言であるとして撤回した²⁰。菅官房長官は、運用停止については、米国という相手のあることであり、また、その実現に向けては、沖縄県の協力を得られることが前提であるとした上で、全力で取り組んでいきたいと述べるにとどめている²¹。

イ 跡地利用特措法改正

第189回国会においては、跡地利用特措法改正案が内閣より提出された。同法案は、

¹⁴ 第189回国会参議院予算委員会会議録第20号26頁（平27.8.24）

¹⁵ 『産経新聞』（平27.9.8）

¹⁶ 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第25号13頁（平27.9.10）

¹⁷ 第189回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第3号18頁（平27.3.19）

¹⁸ 第189回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第4号4頁（平27.3.25）

¹⁹ 第189回国会衆議院安全保障委員会会議録第3号21頁（平27.3.26）

²⁰ 第189回国会衆議院安全保障委員会会議録第9号23頁（平27.4.24）

²¹ 第189回国会参議院予算委員会会議録第20号26頁（平27.8.24）

跡地利用特措法に基づく特定駐留軍用地のうち、「キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）」（51ha）について、返還合意と返還までの時期が近接しており、跡地利用特措法に基づく先行取得の期間が限られること等を踏まえたもので、返還後も公有地の拡大が必要と認められるものを、知事の申出に基づき特定駐留軍用地跡地として指定できることとし、現行の駐留軍用地内の土地の先行取得と同様に買取りの協議を行うことができることとするものである。同法案は、衆参両院において全会一致で可決され、平成 27 年 3 月 31 日に施行された。また、買取協議の対象となる土地の面積要件は、跡地利用特措法施行令により 200 ㎡以上とされており、従来は市町村条例等により 100 ㎡以上までの範囲で引下げ可とされていたが、同施行令の改正により、市町村条例等により下限無く引下げ可となった。

同法改正の趣旨について、山口大臣は、沖縄県内の駐留軍用地は、民有地の割合が高く、円滑な跡地利用のためには計画的な公有地の確保が重要であると同時に、返還までに土地の買取りを十分に進めることが困難な場合も想定されるため、必要な場合には駐留軍用地の返還後も先行取得を継続できるように改正を行おうとするものと述べた。また、面積要件の緩和について、返還地の多くの面積を公共用地として確保しなければならない等、地域の実情に応じて柔軟に対応できるようにするため、100 ㎡未満の小規模な土地についても対象とすることを可能とするもので、いずれも地元の沖縄県、関係市町村、地権者の強い要望を受けて行うものであり、平成 27 年度税制改正で予定されている譲渡所得に係る 5,000 万円の控除の特例措置と相まって、公共用地の確保がより円滑に進むであろうとの期待を示した²²。

跡地利用を円滑に進める上での課題について内閣府は、土地利用計画について地権者の合意形成を図ること、事業主体を早期に決定すること、また、立入調査を早めに行い、埋蔵文化財調査や環境アセスメントに早期に着手していくこと、いわゆる支障除去の措置を計画的に実施して早期に引渡しを行うこと等であるとしている。加えて、有効な利活用を図る上での課題に関し、返還予定地相互の競合は避け、それぞれの地域の特性を生かしつつ、連携した開発を進めていくことが大事になるとし、早い段階から様々な事業主体で協議をする場を設けて総合的、計画的なマネジメントを行うことも重要であると述べた²³。

また、国が駐留軍用地の返還前に支障除去措置や調査をすべきであるとの問いに対し、防衛省は、米側の同意があれば、返還前でも米軍の施設・区域に立ち入り、返還のために必要な調査を実施することは可能であると述べ、必要に応じ関係機関と連携を図るとともに、米軍の同意が得られた場合には当該調査等を適切に実施することにより、跡地利用の促進に努めていきたいとの考えを示した²⁴。

西普天間住宅地区の跡地利用については、沖縄県及び宜野湾市が、重粒子線治療施設や琉球大学医学部及び同附属病院の移転を含めた国際医療拠点の形成を目指し、国に対

²² 第 189 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 5 号 1～2 頁（平 27. 3. 27）

²³ 第 189 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 5 号 2 頁（平 27. 3. 27）

²⁴ 第 189 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 4 号 9 頁（平 27. 3. 20）

する支援を要請していた。国際医療拠点の形成への国の取組として、山口大臣は、平成 27 年度予算案に、西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成に関する調査費として約 9,500 万円を計上したほか、宜野湾市が行う環境アセスメントや埋蔵文化財の調査の体制整備に対する補助経費も計上しているとした²⁵。

また、西普天間住宅地区と隣接し、国道 58 号に面するインダストリアル・コリドー南側部分については、国道 58 号へのアクセス道路の確保や、西普天間住宅地区との一体的な土地利用計画が不可欠であるとの観点から、沖縄県及び宜野湾市が早期返還を求めているが、これについて防衛省は、地元の要望を踏まえ、インダストリアル・コリドーの残りの部分とは切り離した上で、できる限り早期に返還できるよう、引き続き日米間で協議するとしている²⁶。

2. 北方問題

(1) 日露関係

ア 平和条約締結交渉

平成 26 年 2 月の首脳会談において合意したプーチン大統領の訪日については、ウクライナ情勢の悪化等を受けて、同年 11 月の北京 A P E C の際に行われた日露首脳会談において、明年の適当な時期に先送りすることで一致した。

安倍総理は、第 189 回国会の施政方針演説において、大統領の訪日を平成 27 年の適切な時期に実現したいとの考えを明らかにした上で、これまでの首脳会談の積み重ねを基礎に、経済、文化など幅広い分野で協力を深めながら、平和条約の締結に向けて粘り強く交渉を続けていくとの認識を示した²⁷。

他方で、平成 27 年 8 月にはロシアのメドベージェフ首相の択捉島訪問が行われた。この訪問について安倍総理は、北方四島に関する日本の立場と相入れず、また日本国民の感情を傷つけるものであり、極めて遺憾であると述べた上で、岸田大臣より在日ロシア大使に対し強く抗議を申し入れたことを明らかにした。その上で、我が国の国益にとって重要なことは、北方領土の帰属問題を解決し、平和条約を締結することであると、今後とも、プーチン大統領との対話を継続しつつ、我が国の国益に資するよう日露関係を進める中で、粘り強くロシアとの交渉を続けていく考えであるとした²⁸。

同年 9 月には 1 年 7 か月ぶりとなる日露外相会談が開かれ、事実上一時中断していた平和条約締結交渉を再開したものの、会談の中では、岸田大臣から、昨今の北方四島をめぐるロシアの一方的な行動や発言が繰り返されていることは極めて遺憾であり、受け入れられないと改めて述べ、抗議をしたほか、歴史的、法的議論に関するロシア側の従来の主張に対し、日本側として認識に相違があり、それ故に日露間では平和条約が締結されていない旨を明確に反論した。

²⁵ 第 189 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 5 号 3 頁（平 27. 3. 27）

²⁶ 第 189 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 4 号 17 頁（平 27. 3. 20）

²⁷ 第 189 回国会参議院本会議録第 5 号 6 頁（平 27. 2. 12）

²⁸ 第 189 回国会参議院予算委員会会議録第 20 号 7 頁（平 27. 8. 24）

イ 漁業関係

平成 26 年 12 月、「ロシア連邦の 200 海里水域における流し網漁を禁止する法案」がロシア連邦議会に提出され、平成 27 年 6 月にプーチン大統領が署名し、成立した。この法案の成立により、平成 28 年 1 月 1 日から、我が国漁船も操業するロシア連邦の 200 海里水域における流し網漁が禁止されることとなる。

法案成立を受けて、林農林水産大臣は、我が国漁業者が操業を継続できるよう、安倍総理からプーチン大統領に対して再三にわたって働き掛けを行うなど外交努力を尽くしてきたが、結果的に法案が成立したことは極めて残念であるとした上で、流し網漁業の禁止により、北海道の道東地域を中心に地域経済への大きな影響が懸念されるので、直ちに担当官を派遣して、現地の状況と関係者の意向を把握し、関係府省と連携しつつ万全の対策を講じていく所存であると述べた²⁹。菅官房長官も、日本政府として、我が国漁業者が操業を継続できるよう、安倍総理からプーチン大統領への電話を含め、これまでロシア側に累次にわたり働き掛けてきたにもかかわらず、この法案が成立したことは極めて残念であると述べた。その上で、この法律が発効する平成 28 年 1 月 1 日以降、ロシア水域での日本漁船によるさけ・ます流し網漁はできなくなるが、日露間では日ロさけ・ます協定は引き続き有効であり、引き続き我が国水域内におけるロシア系さけ・ますの操業は可能との考えを明らかにした³⁰。

また、平成 27 年 7 月 17 日に、小型さけ・ます流し網漁船第 10 邦晃丸が、ロシアの国境警備局所属の警備艇により、ベニザケの漁獲量超過の嫌疑で拿捕された。この事案について外務省は、外交ルートを通じて、人道的観点からも、船長を始めとする乗組員及び船体の早期解放を繰り返し申し入れるとともに、同船関係者からの要望を受けて、ロシア側と調整を行い、四島交流事業等の訪問団による菓や食料品の差し入れを行ったと説明した³¹。同船の船長及び乗組員は、8 月 31 日に船体とともに解放され、9 月 1 日に花咲港（根室市）に到着した。

(2) 北方領土返還要求運動

北方領土返還要求運動は、北方領土問題の解決のためのロシアとの外交交渉を後押しする最大の力は、北方領土の返還を求める一致した国民世論であるとして、国民世論の啓発のため、官民の様々な主体によって行われている。

平成 25 年には北方領土問題に関する特別世論調査が行われた。山口大臣は、今回の調査及び平成 20 年に行われた調査では、ともに、北方領土問題あるいは北方領土返還要求運動は、ほとんどの調査対象者が認知しており、約 8 割が北方領土問題の内容を理解していることから、これまでの広報や啓発活動について、一定の成果が現れていると評価している。一方で、内容も知っている割合は全体としては微増しているものの、20 歳代、30 歳代、40

²⁹ 第 189 回国会参議院本会議録第 30 号 10 頁（平 27.7.3）

³⁰ 第 189 回国会参議院本会議録第 30 号 12 頁（平 27.7.3）

³¹ 第 189 回国会参議院農林水産委員会会議録第 16 号 13 頁（平 27.8.20）

歳代では減少しているため、政府としては、引き続き、取り分け若い世代に対する広報啓発を始め、裾野の広い返還要求運動の推進に全力で取り組んでいきたいとの認識を示した³²。

また、関連して、学校教育を通じて北方領土問題を深く理解する必要性について、文部科学省は、学校の授業で知ったという割合が大変低いと、若い年代になればなるほど、学校教育で知ったという回答が高くなっており、課題がある中でも一定の、学校教育の充実強化の成果もあるとの認識を示した。その上で、文部科学省としても、平成 26 年 1 月に、中学校及び高等学校の学習指導要領を改訂し、北方領土を含めた領土についてより明確に記述を拡充したとしている³³。

(たなべ まゆこ)

³² 第 189 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 3 号 2 頁 (平 27. 3. 19)

³³ 第 189 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 3 号 3 頁 (平 27. 3. 19)